

会 議 事 録

1 会議名	第6回長岡市福祉有償運送運営協議会
2 開催日時	平成18年9月22日（金曜日） 午前9時30分から午前11時まで
3 開催場所	長岡市役所 4階 大会議室
4 出席者名	<p>(委員) 松本委員長 土屋副委員長 石川委員 野村委員 伊丹委員 杉野委員 渡辺(真)委員 馬場委員 平石委員 五十嵐委員</p> <p>(委員代理) 長岡市交通政策課 小山課長補佐 (磯田委員代理)</p> <p>(オブザーバ) NPO法人 夢ながおか NPO法人 ドリーム 社会福祉法人 長岡市社会福祉協議会</p> <p>(事務局) 佐藤福祉総務課長ほか関係職員 羽賀福祉相談課長ほか関係職員 北本介護保険課長ほか関係職員 交通政策課職員</p>
5 欠席者名	渡辺(敬)委員 菊池委員 磯田委員
6 議題	<p>1 申請予定団体の個別協議について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 重度身体障害者移動支援事業（ハート・カー）について</p> <p>(2) 長岡市社会福祉協議会の移送サービスについて</p> <p>(3) 次回以降の協議について</p>
7 審議の内容	
発言者	議 事 内 容
事務局：福祉総務課 課長補佐	<p>ただいまから、第6回長岡市福祉有償運送運営協議会を開会します。</p> <p>それでは、本日の議題に入りますので、委員長の進行でお願い</p>

委員長	<p>します。</p> <p>本日も傍聴希望の方がいらっしゃいますので、傍聴を承認したいと思います。</p> <p>それでは、議題に入ります。議題の1 申請予定団体の個別協議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>議題</p> <p>1 申請予定団体の個別協議について</p> <p>前回から継続して、夢ながおか、ドリームの2団体について協議いただきたいと思います。</p> <p>点呼者、運転者名簿、利用会員名簿、料金表について、継続協議となっておりましたので、事業者の方から説明いただき、協議いただければと思います。</p>
オブザーバ：NPO 法人 夢ながおか	<p>夢ながおかについて、3点指摘をいただきました。</p> <p>まず、第1点、運行管理者の点呼について、運転者と同じ人が点呼するのは適切ではないのではないかとということで、別の者を点呼者としました。</p> <p>2点目、実車講習を受けるということで、免許センターと打合せし、講習の申込をしてきました。</p> <p>3点目、料金設定について、目的地別の料金とあわせて、その他の地域については距離制運賃を設定しました。</p>
オブザーバ：NPO 法人 ドリーム	<p>利用会員名簿について、前回19人で提出していましたが、介護認定を受けていない2人を削除させていただきました。</p> <p>本人の状況についてもより詳しく記載させていただきましたので、御審議よろしくをお願いします。</p>
委員長	<p>御質問、御意見ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>ドリームさんの「介護認定を受けていない人2名を削除した」という点ですが、今までもこの方は利用されていたわけですね。その方の代替措置はあるのでしょうか。</p> <p>サービスは全くなくなるのでしょうか。そこが少し心配です。</p>

オブザーバ：NPO 法人 ドリーム	<p>この方については、高齢者1人世帯で、バス停が遠いということで、当初この活動を立ち上げたとき、運営協議会ができる前から受けていた方です。</p> <p>病院には通っているのですが、介護認定を受けていないために運営協議会で決められた規定に則ってお断りしたものです。</p> <p>NPOの気持ちとしては助けたいと思いますが、規定がありますので、利用されるのであれば介護認定を受けてもらうようお話してあります。</p> <p>御本人はしばらくやってみるとのことですが、本当に厳しくなれば、いずれ介護認定を受けられるのではないかと思います。</p>
委員	<p>この仕組みそのものが、福祉をバックアップするためにできてきたはずなのに、こういうふうに漏れていくということに心が痛みます。</p> <p>認定を受けるか受けないかは本人の勝手ということで、落とされても、ほかに無償とかのボランティア的な仕組みがあつて、そちらで受けてもらえればいいと思うんですが、何か本末転倒なところを時折感じます。</p> <p>そのあたりが今後もっと詰められていくべきところだと思います。</p>
委員	<p>福祉の観点から、ごもっともな意見だと思います。</p> <p>有償であれば法律が適用される、無償であれば適用されない、ということがありますので、もう少し早く対応を考えていかなければならなかったと思います。</p> <p>今後、過疎の話もありますので、福祉輸送という観点からまた考えていきたいと思っています。</p>
委員長	<p>福祉という面から問題があるということは、皆さん認識されていることかと思います。</p> <p>当面、こういう形でやむを得ないかなと思います。</p>
委員	<p>点呼者の変更についての資料はありますか。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>差し替えの資料はお配りしておりません。口頭で説明させていただきました。</p>

<p>委員</p>	<p>料金ですが、今すぐには精査できないのですが、当然タクシーの概ね半額ということでよろしいですね。</p>
<p>オブザーバ：NPO 法人 夢ながおか</p>	<p>結構です。</p>
<p>副委員長</p>	<p>運行管理等、小さな組織の中でやりくりされているのがわかりますが、いかにやりくりしても、運行管理者は乗務員と同じように講習を受けなければなりません。</p> <p>タクシー業界でも、例えば飲酒の確認は、呼気を吹きかけて結果がプリントアウトされたものを添付しないと運行できないとか、非常に厳しくなっています。</p> <p>疲れとかアルコールが残っているとかを確認するのが点呼です。「ない」という前提ではなくて、「ある」という前提でやっています。名簿を埋めれば良いということではなくて、きちんとやっていただきたい。</p> <p>運行記録等もきちんと整えなければなりませんし、そういうことができる人をあてていただきたいと思います。</p> <p>人命を預かるわけですから、必要だと思います。</p> <p>料金についてですが、3kmを超えると110円となっていますが、タクシーのような料金メーターで計るのでしょうか。</p>
<p>オブザーバ：NPO 法人 夢ながおか</p>	<p>これについては、いろいろと話をしましたが、将来的にはメーターをつけなければならなくなるのであれば、我々NPOはやっていけなくなります。</p> <p>新潟県内のタクシー料金の資料がインターネットに載っていたので、これを基に計算してあります。メーターをつけるのが最終的にはいちばんいいのだと思いますが、利用される方が困らない程度の料金設定でやっていますし、母体となるタクシー料金表を持っています。さらにメーターをつけてもらわないと困るとなると私たちの範疇を越えてしまいますので、信じてもらうしかありません。</p>
<p>副委員長</p>	<p>信じる、信じないという問題ではなくて、明確に1kmにつき110円となっているわけです。</p>

<p>オブザーバ：NPO 法人 夢ながおか</p>	<p>車の距離メーターをゼロにしてスタートすれば、それ以上のものはどうしてみようもありません。</p>
<p>副委員長</p>	<p>これは有償ですから、お年寄りでも料金を確認できるのかという問題があるわけです。小さいメーターでいいのかという問題もあります。</p> <p>こういう設定をする以上は明確にしておかなければなりませんね。私はそう思います。</p> <p>できれば、私は将来的には大きなメーターを設置して、大きな字で表示されるようにするべきだと思います。</p> <p>経費がかかるとは思いますが、有償ですから大変な厳しさが要求されると思います。</p>
<p>オブザーバ：NPO 法人 ドリーム</p>	<p>追加ですが、この料金表に、どこからどこまでの料金かというのがはっきり書いてありませんので、「利用者宅から目的地まで」という文言を入れたいと思います。</p>
<p>副委員長</p>	<p>タクシー業界としては、二種免許を取得してほしいと考えていますが、今はそれに代わる講習を受けることとなっています。希望ですが、ぜひ運行管理者あたりは誰か一人でも二種免許を取っていくということが必要だと思います。</p> <p>運行管理者が二種免許を持っていなくて本当に管理できるのかという危惧があります。将来的には、ぜひそういう努力をなさったほうがいいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>二種免許についてですが、当初も相当議論された結果ではあるのですが、そこまで業界と同じようにするととてもボランティア活動できないということで、文言がこういうふうにやわらかくなったんです。</p> <p>「希望」という表現をされていましてので、あえて申し上げませんが、基本的にはこういった形の中で運営主体が責任を持っていただければいいと思います。これ以上の締め付けがされるとなかなかボランティア活動はできないと国交省の話の中で出てきておりますので、そういうことも含めて御協議いただきたいと思います。</p>

<p>委員</p>	<p>運営協議会というのは、有償でやるためにはどういう条件整備をするのかという枠組みを決めて、その枠内でやる方はどうぞ、いうことを協議する場であって、ボランティアのために協議会でルールを決めるのではないと思います。</p> <p>ボランティアをやってもらうために方向性がどんどんゆるくなっていくというのは困りますので、厳格にやる必要があると思います。人の命を運ぶわけですから、それをクリアすることを協議するべきであって、これではやっていられないというのであれば、やってもらわなくていいですよ。</p> <p>有償でやるからは、少なくとも最低はこれくらいやってほしいというのを決めるのが運営協議会ですから、皆さんが勘違いされると困りますので申し上げました。</p>
<p>委員</p>	<p>委員のおっしゃるとおりなんですけど、今この段階ではこの形でいいというラインが出ているわけですから、軽視していいということではありません。</p> <p>当然、運行主体は全責任があります。有償であろうが無償であろうが、人を乗せてお運びするということに対する責任体制というのは、この何回かの議論の中で十分満たされているということ申し上げたのであって、それ以上の「二種免許を取ることを希望する」ということをおっしゃったので、それはいいですよ、ということで、その辺を含めて議論いただきたいということです。</p>
<p>委員長</p>	<p>二種免許は基本だけれども、緩和されている条件の中でも運行できるようになっていますので、その中で実施していただくということだと思います。</p> <p>それでは、今後も運営の状況をチェックしながら実施していただくということで、合意をいただきましたので、手続きを進めていただきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>利用会員名簿についてですが、運営協議会で一人ひとり面談するわけにはいきません。名簿を閲覧することはできます。名簿を見ることしかできないわけです。</p> <p>介護認定、障害者手帳とありますが、ただ〇がついているだけで大雑把すぎます。新潟市では、介護認定は要支援から要介護5</p>

<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>まで、障害者手帳も等級で分類しています。</p> <p>対象者は、認定を受けていることとイコールではないんですよ。あくまでも単独での歩行が困難ということが合わさって初めて対象になるのであって、会員名簿を見てすぐ分かるような形で、せめて要介護度は入れてもらったほうがいいと思います。</p> <p>何回か運営協議会でお話したように、要介護度とイコールではないということで、記載をしなかったということです。</p> <p>この書類には書いてありませんけれども、それぞれ把握はしておりますので、今後要介護度や等級を記載した方がいいということであれば記載させていただきます。</p>
<p>副委員長</p>	<p>等級が出るとイメージがはっきりします。資料としては出した方がいいと思います。</p> <p>その中で例外はあって、それで協議するわけですので、イメージがはっきりするようにしてもらった方がいいと思います。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>また実態を見まして、全体像を整理して今後に生かしていきたいと思います。事業者と一緒に整えていきたいです。</p>
<p>副委員長</p>	<p>最終的には、事務局をお願いして、事務局を信頼していくということは変わりありません。</p>
<p>委員長</p>	<p>今後は、具体的に要介護度等を記入していただくことにします。</p> <p>それでは、議題2 その他(1) 重度身体障害者移動支援事業(ハート・カー)について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局：福祉相談課長</p>	<p>2 その他</p> <p>(1) 重度身体障害者移動支援事業(ハート・カー)について</p> <p>第1回の運営協議会でも説明させていただきましたが、長岡市では、身体障害者の交通費の助成事業として昭和50年からタクシー券の助成を行っております。高齢化に伴って年々利用が増加しております。</p> <p>このタクシー券の助成では対応が難しいという方に対して、重</p>

	<p>度身体障害者移動支援事業を実施しております。通称「ハート・カー」と言っております。</p> <p>両事業とも国際障害者年を契機に、ノーマライゼーションの理念の下、障害者の社会参加の推進のため取り組んでおります。</p> <p>重度身体障害者移動支援事業は平成10年から実施し、対象者は、車いす利用者又は介助を受けずに歩行が困難な重度の障害者です。平成17年度現在、利用登録者は79名、利用件数は386件となっております。</p> <p>車両は、車いすごと乗車いただけるもので、軽自動車と9人乗りワゴン車の2台です。</p> <p>対価として燃料費相当の実費をいただいている関係で、この事業につきましても道路運送法80条の許可が必要となるわけですが、市が実施主体の場合には、運輸支局へ直接許可申請ができます。9月中の許可取得を目指して、今手続きを進めているところです。</p> <p>申請は、協議会を経ないで長岡市が直接できるということですよ。</p> <p>地方公共団体が実施する場合には、直接申請ができるということです。</p> <p>運転者は市の職員ですか。</p> <p>実施主体は長岡市ですが、業務を長岡市社会福祉協議会に委託しておりますので、運転は長岡市社会福祉協議会のボランティアです。</p> <p>規制緩和が進んでいまして、官から民へという流れがあります。この中で、あえて官でお金を取ってやるということに少し引かかる部分があります。</p> <p>今後の法改正後は、市町村運営有償運送という新たな項目が出てきます。</p> <p>それと過疎地有償運送、福祉有償運送の3本立てになります。</p> <p>市町村運営有償運送というのは、福祉バスとかハート・カーが</p>
委員長	
事務局：福祉相談課長	
委員	
事務局：福祉相談課長	
委員	
事務局：福祉総務課長	

<p>委員</p>	<p>当たります。これらについては、今後は地域公共交通会議というものを設置しまして、協議したうえで申請することになります。</p> <p>問題がある部分もあるかと思いますが、猶予期間がありますので、会議の中で整理されていくと思います。</p> <p>現行法の中では、地方公共団体は直接申請できるといういわゆる「金沢方式」といわれている申請になりますが、この内容で御理解いただきたいと考えております。</p> <p>官から民へということですが、市としてどうしても取り組んでいかなければならないという事業ではないと思っております。</p> <p>今まで身体障害者の社会参加のために先駆的に取り組んできたという経過がありますので、過渡期ということでもまた検討していきたいと思っております。</p>
<p>副委員長</p>	<p>運送するメンバーは決まっているのでしょうか。</p>
<p>事務局：福祉相談課長</p>	<p>利用会員登録を行っていただいています。</p>
<p>副委員長</p>	<p>市がどんどんされますと、タクシー事業がへこんでしまいます。増車されたりメンバーを増やされたりしますと問題が出てきます。</p> <p>協議会にかける団体の方は議論できますが、官は違うとなりますと面倒なところがあります。</p> <p>市は直接申請できるというのは決まったことなのでしょうか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>現行では、地方公共団体が実施する場合は、運営協議会を経ないで直接80条の許可申請をできることになっています。これが「金沢方式」といわれるものです。</p> <p>法改正後は、市で運行するものは市町村運営有償運送として定義されて、新たに地域公共交通会議というものを設置して合意を得ることになります。</p>
<p>副委員長</p>	<p>社会福祉協議会も含まれるのでしょうか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>社会福祉協議会は別です。市町村が実施している事業のみです。</p>

事務局：福祉相談課長	<p>課題があるということについては、十分認識しておりますので、今後検討していきたいと考えております。</p>
委員長	<p>今のハート・カーの申請については過渡期での申請だということで、今後地域公共交通会議で検討していくということでした。</p> <p>続いて、長岡市社会福祉協議会の移送サービスについて、以前から議論されていましたが、事務局から説明をお願いします。</p>
オブザーバ：長岡市社会福祉協議会	<p>(2) 長岡市社会福祉協議会の移送サービスについて</p> <p>社会福祉協議会では、送迎サービスは、ボランティア銀行の中の一つのサービスとして実施してきました。当初、家事援助や買い物等が主体だったものが、徐々に送迎も加わってきたという状況です。そのほか、一人暮らしの高齢者を見守る小地域ネットワークや引きこもりを防いで社会性を保つことを目的とした会食サービスとともに、3本柱として地域で取り組んでまいりました。</p> <p>地域で地域を支えあう福祉コミュニティの考え方に立って、地域福祉制度として定着し、多くの市民の方から評価をいただいているところです。私どもとしては、今後もこの3本柱を引き続き拡大していきたいと考えています。</p> <p>送迎サービスについては、道路運送法の中で何とか継続できないかということで、次の三点を基本に検討を進めてきました。</p> <p>1点目は、今回の道路運送法の改正が目指した利用者の安心・安全を大切にしていかなければならないということです。しかしながら、対象から外れている所得の少ない高齢者等が安心して通院できるような送迎サービスも確保していく必要があるのではないかと考えております。</p> <p>昭和62年から20年間続いてきたボランティア銀行に協力いただいている会員の善意の気持ちを大切にしていきたいと思ひますし、この道路運送法の改正でボランティアが離れていくことのないように、みんなが助け合う地域社会を作り上げていきたいという想いで検討してきました。</p> <p>しかし、この運営協議会で合意された運送条件では、有償で送迎する対象者が大きく制限されてしまいます。そうすると、真に送迎のサービスが必要な低所得の高齢者等へのサービスが無くなってしまいますので、事務事業の見直しの中で何とか財源を確保して、送迎サービスを有償であるボランティア銀行から切り離して、無償</p>

の福祉送迎サービスとして再構築をすることとしました。

その事業内容ですが、事業名称は「福祉送迎サービス事業」、運営主体は長岡市社会福祉協議会です。実施機関は、市内に地区福祉会・地区社会福祉協議会がございますので、そちらで行います。

利用登録者の条件としましては、福祉有償運送では「単独では移動が困難な」という冠がついていますが、そうしますと、真に必要な人にサービスが提供できませんので、この冠を取っています。

1 番目は「①介護保険法に規定する要介護、要支援の認定を受けている者」、2 番目に「②身体障害者福祉法に規定する身体障害者」、3 番目に「③その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている者を含む。）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難であり、かつ公共交通機関を利用することが困難な者」、4 番目に「利用登録者の条件①～③に該当しない高齢者のみの世帯または同居家族がいる日中高齢者のみの世帯で、かつ住民税非課税世帯であり、自家用車を所有しないため医療機関へ通院するのが困難と認められる者」を対象とします。これでも利用対象者は相当制限されてくるだろうと思っております。

利用目的は、主に医療機関への通院を目的としたものとします。

送迎の形態は、送迎の発着地が長岡市内であることを原則とします。

送迎に使用する車両は、運転者から提供された車両を使用することとします。運営主体である市社協と各運転者は、当該車両の使用に関する契約を締結します。

車両の管理体制については、車両を所有する御本人の責任において、車検及び 12 か月定期点検を実施していただき、点検整備記録簿を確認させていただきたいと考えております。

運転登録者の条件ですが、有償運送では 70 歳となりましたが、登録ボランティアの状況を見ると 70 歳では協力者が限定されてしまうということで、74 歳以下の健康な者で 2 年以上運転免許停止処分を受けておらず、十分な能力と経験を有していると認められる方とさせていただきました。運転登録者については、後日安全運転講習会を実施いたします。

なお、運転者の健康状況を確認するため、運行前に健康チェックシートに記入し、また、始業点検を実施して点検記録簿に記入する方式を取っていきたいと思います。

運転者は、送迎日時、時間、行き先等を活動日誌に記入していた

できます。

損害賠償措置については、対人1億円、対物500万円以上で搭乗者傷害を対象に含む自動車任意保険・共済に加入していただきます。

利用者からは一切負担をいただかないこととします。

ただし、燃料費の助成として、送迎に要する車両の燃料費については、市社協が福祉送迎サービスを行う各地区福祉会・地区社協に対して助成をしていきます。

管理運営体制については、市社協を運営主体として、利用者からの依頼に基づいて、地区福祉会・地区社協の事務担当者が運転者、車両の手配を行います。この事務担当者を運行管理者として選任します。

なお、事故発生時の対応並びに苦情処理については、市社協が前面に出て行います。

このような形で、何とか少しでも今まで利用されていた方を救っていきたいと考えておりますが、無償ということですので、サービスを提供してくださるボランティアにも限界がございます。

長岡市社会福祉協議会で地区に経費を援助したいと思っても、財政的にも限界がございます。

相当、利用者は絞られるのではないかと考えておりますが、今回運営協議会で議論されている経過を聞いておりますと、「単独で公共交通機関を利用できない」という方を厳密に審査された結果、利用者が大きく制限されたと考えております。

実費程度の負担で活動を続けてきた団体には大きな負担となりますし、高齢者をはじめとする交通弱者の移動の自由を阻害される結果となり残念に思います。

本年5月に決議された道路運送法の一部を改正する法律に対する付帯決議に関して、これから迎える高齢社会を踏まえて自由な移動が阻害されることのないようにしたいというような発言がされています。これらについて、早急に省令等で示されることを切望します。

最後に、公共交通機関関係の皆さんにお願いしたいのですが、7月23日付けの新潟日報で、県ハイヤー・タクシー協会の専務理事が取材に答えておられまして、今回の道路運送法の改正で利用者が相当制限されるという中で、タクシー業界においても料金の割引システムを検討する準備があるというような発言をされていました。

<p>委員</p>	<p>ボランティアで行ってきた、多くの所得の低い高齢者のためにタクシー料金の割引制度を検討し導入していただきたいとお願いしまして説明を終わります。</p> <p>利用者保護の立場からは、社会福祉協議会さんの取り組みは大きく評価されるものだと思います。</p> <p>国交省の方からも、法改正についてのパブリックコメントを集約する中で、このような方向付けも相当検討されています。</p> <p>特に、お金がなくてタクシーにはなかなか乗れないという方が多くいらっしゃいますので、ぜひ社協さんの趣旨を御理解いただいて、高齢者対策、あるいは弱者を支援していく無償ボランティアを大事にしていく、こういった機運を高めていただいて、ボランティア活動を支援していただければと思います。社協さんとして非常に力強い発言をいただいて感謝しております。</p>
<p>委員長</p>	<p>利用登録者の条件が4つありますが、このどれかに該当する方ということでしょうか。</p>
<p>オブザーバ：長岡市社会福祉協議会</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>副委員長</p>	<p>これは、福祉有償運送ではないということが明確になったわけですね。その点では、必ずしも運営協議会で合意を得る必要はないわけです。その中でも、人命を預かるということでいろいろときちんと定められていますので、評価したいと思います。</p> <p>こういう形で、有償であっても無償であっても人を乗せて運ぶということは非常に大きな責任があるという前提で考えられていて、高く評価したいと思います。</p> <p>それから、タクシーは自賠責等いろいろな負担が大きくてコストが高く人件費は低い中で、福祉の面で手間をかけて対応していくと経営を圧迫してきますので苦しいところがあります。</p> <p>このような中で、社協さんがこういう形できちんとやっていただく分には、ぜひお願いしたいですし、有償でされている団体についても重度の方を引き受けてくださっている面もあります。</p> <p>ぜひ運行管理その他の面できちんとやっていただくことを要望したいと思います。</p>

委員	<p>実施機関は地区福社会・地区社協となっていますが、市町村合併した各支所地域にも同じようなシステムはありますか。</p>
オブザーバ:長岡市社会福祉協議会	<p>合併地域については、まだそのような体制がありません。今後、地域のボランティア活動で支えていくということを広げていきたいと考えております。</p>
委員	<p>本来であれば、社会福祉協議会が無償でボランティア活動を行うということに対して、国が助成金を支払うべきだと思います。</p> <p>なぜ、この有償運送の問題が出てきたかという、国はお金を出したくないからだと思います。お金を出したくないから、民間のボランティアが自家用車でお金を取ってやりなさい、ということで、本来国のやり方がおかしいと思います。国が助成してくれればこのような有償運送の問題は発生しません。</p> <p>社会福祉協議会さんの趣旨には大変賛同するのですが、国のあり方については疑問があります。運輸支局に訴えてもなかなか地方の意見が吸い上げられず、あくまでも本省の意見を伝えるだけという状況で、いくらかけあっても解決できません。</p> <p>国の方針ありきということで、国はどんどん法律を変えていってボランティアに門戸を広げています。それでいてタクシー業界は締め付けを受けています。タクシーは需給バランスが崩れていてタクシーが余っている状態です。高齢者が対象になるという点である程度バッティングするのかなという危惧はありますが、低所得者がタクシーに乗りにくいという状況も認識しています。</p> <p>ただ、大阪のように何種類も料金があるようでは、運賃収入をあげるためだけのものになってしまい、本来のサービスでなくなってきました。</p> <p>タクシー業界が福祉に参入するには難しい面が多々あります。庶民の足として、タクシーと社会福祉協議会とで、利用者に漏れがないように補い合えればと思いました。</p>
委員	<p>先月、国交省と懇談させていただいたのですが、こういう形でやられるのであれば、国がみんなやったたらどうかと話しました。</p> <p>でも、御承知のとおりのお答えで、10月以降、法の施行の状況を見ての判断だという答弁をされていました。</p>

<p>副委員長</p>	<p>いずれまた見直しがされることになるのだらうと思います。</p> <p>全国の社協の動きも、だいたい今の御報告のような方向で統一されてきていますし、これでスタートして整理されていくと思います。</p> <p>いちばん避けなければいけないのは、今まで利用されていた方が切り捨てられることですから、社協が出された方向でうまく進んでいくのかなという感じがしております。</p> <p>富山県に、障害者が対象の「おでかけクーポン」というものがあります。市が25%補助して、タクシー会社が5%負担して、3割引にしています。</p> <p>このくらいの方向を出していただくと、タクシーも有償運送も無償ボランティアもありますし、いろいろな選択ができます。</p> <p>市から補助をいただければ3割引くらいにはできると思いますので、今後ぜひ検討いただきたいと思います。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>当初、有償運送へ移行したいとしていた団体について御報告します。</p> <p>NPO 法人 BE ライフについては無償化、NPO 法人ねっとわーくエプロンについては休止ということになり、有償運送は行わないことになりました。</p> <p>また、喜多町診療所の人工透析患者の家族会は、法人化されていない団体ですが、移送サービスを無償化して継続することになりました。</p> <p>したがいまして、有償運送に移行されるのは、本日までに合意いただいた3団体になります。</p>
<p>委員</p>	<p>喜多町診療所では、当面无償で行うということです。</p> <p>全国組織の方で国交省と話を進めていますが、実費程度という表現があいまいで混乱していますので、当面は無償で患者同士・家族同士の助け合いということで続けていきたいと思います。</p> <p>会は、全国で約150あって、法人化したところは問題ないのですが、小規模団体が30ほどありますので、国交省との話の中で結論を待ちながら、それまでは無償で続けていきたいと思います。</p>
<p>副委員長</p>	<p>会費はどのくらいですか。</p>

委員	<p>互助会形式で、送迎サービスを利用してもしなくても、全員からいただいています。</p> <p>それを送迎の経費にあてています。そのほかに全国組織、県組織からの助成がありますので、当面はこれでクリアしていこうということです。</p>
委員長	<p>それでは、次の議題に入りたいと思います。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>(3) 次回以降の協議について</p> <p>今後は国交省からの新しい政省令、通達等に基づいて、協議いただきたいと思います。</p> <p>また、合意いただいた団体の検証をする中で、御意見をいただきたいと思います。</p> <p>なお、今、全国的に施設送迎が問題となっています。高齢者施設については、基本的には送迎加算があって独自の料金は取れないという制度になっているのですが、障害者施設については、制度が違うために料金を徴収している例があります。</p> <p>運輸支局とも協議中ですが、原則としては80条許可を取るべきだろうという見解です。</p> <p>ただし、社会福祉法人の事業として料金を取ってもいいのかという基本的な問題もありますので、県を通じて厚生労働省にも見解を問い合わせているところです。</p> <p>許可を取得しなければならないということになれば、運営協議会で審議しなければなりませんので、もし審議が必要になりましたらよろしく願いいたします。</p> <p>新潟市、上越市においても取り扱いについての結論が出ずに、止めている状況です。</p>
委員長	<p>しばらくこの協議会も間が開きますが、ほかに何かありますか。</p>
委員	<p>経済的な要因で利用されてきた方については、タクシーかボランティアかという線引きも必要なのですが、所得の面でのサポートも必要だと思います。</p> <p>例えばタクシー券助成とか、福祉全般での検討もお願いできれば</p>

<p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員長</p> <p>事務局：福祉総務課 課長補佐</p>	<p>ばと思いました。</p> <p>業界と行政とが連携して、介護保険でタクシーが利用できれば、利用しやすくなると思いました。</p> <p>こういった面も進めていただきたいと思います。</p> <p>委員でもあり、市の立場としても、時間がない中で検討いただきまして感謝申し上げます。</p> <p>取り組みが遅れまして重ね重ねお詫び申し上げますが、建設的な意見をいただき、取りまとめていただきましてありがとうございます。</p> <p>事業者の方についても、法律でございますので、この趣旨に則って、事業を進めていただくようお願いしたいと思います。</p> <p>また、ボランティアという形でそこをどう補っていくのかということも市としても検討していきたいと思っています。</p> <p>それでは、これで終了したいと思いますので、進行を事務局にお返しします。</p> <p>長時間にわたりありがとうございました。</p> <p>本日はこれで閉会とさせていただきます。</p> <p>皆様、お忙しいところ大変ありがとうございました。</p>
<p>8 会議資料 別添のとおり</p>	